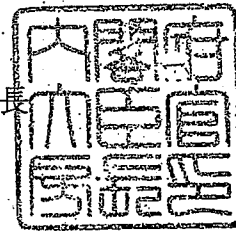


府 公 第 2 5 号
平成 2 1 年 6 月 3 0 日

内閣官房内閣総務官 殿

内閣府大臣官房長



協議中に保存期間が満了する公文書等の適切な保存について（依頼）

平成 2 1 年度中に保存期間が満了する公文書等につきまして、まもなく移管の協議が開始され、平成 2 2 年 4 月に公文書等が実際に移管されるまでの間、長期に渡って協議が行われますが、協議中又はその前に保存期間が満了した文書につきましても、歴史的に重要な公文書等の保存の観点から、協議終了までは廃棄しないよう適切な措置をとられますようお願い申し上げます。